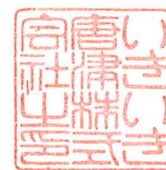


弊社に対する労働訴訟とインターネット上の一部情報について

いきいき唐津株式会社
代表取締役 木下 修一
社外取締役 辻 幸徳



1. はじめに

現在、標記の件について、唐津市や関係者をはじめ多くの方にご心配をおかけしていることを、お詫び申し上げます。

弊社に対する労働訴訟につきましては、当初、裁判手続を通じて、真実を明らかにしていくにとどめる方針でした。しかしながら、インターネット上の一部掲示板サイトに、事実関係に関する適切な確認手続きもないまま、事実無根の誹謗中傷が多数書き込まれたことにより、弊社への問い合わせが急増したこと、資本金に公的資金が入っている第三セクターであることに鑑みまして、弊社の説明責任を果たすため、本声明文を発表させていただくことと致しました。

2. 弊社に対する労働訴訟について

まず、現在弊社元従業員の方が原告となり、弊社に対して労働訴訟が提起されていることは事実であります。しかしながら、原告による本件訴訟における主張原因事実は、いずれも事実無根であり、弊社は本件訴訟において全面的に否認し、適切な客観的証拠に基づいて係争中であります。

3. 一部のインターネット上の情報について

インターネット上には、本件訴訟の情報に付随して、「中町 CASA」（旧村上歯科）の1Fテナントを弊社が「違法な高額又貸し」しているとの事実無根の情報が記載されております。

この点につきまして、まず、「中町 CASA」に関する事業は、唐津市に寄贈された旧村上歯科建物の利活用を実現する唐津市と弊社との協働事業であります。したがって、当然、弊社は、唐津市から「中町 CASA」1階部分をテナントへ転貸借することについて事前に承諾を得る賃貸借契約を唐津市と締結の上で、当該協働事業に臨んでおり、「違法な又貸し」との記載内容は事実無根であります。

また、「中町 CASA」1階テナントから弊社が受け取っている賃料額は、中町における平均坪単価賃料を下回っていること、通常テナントが入居時に負担する内装工事費用を、建物所有の唐津市ではなく弊社が負担していることから極めて妥当な金額であります。したがって弊社がテナントから受け取っている

賃料額が、「違法な高額」であることは全くございません。さらに、弊社は適正な公募手続きに基づいて 1 階テナントとの間で、公募要領に記載されている上記の極めて妥当な賃料で転貸借契約を締結しており、何ら不適切な点はございません。

4. 投書、インターネットの書き込みに対する措置

弊社に対する労働訴訟の提起をきっかけに、一部のインターネット掲示板に、弊社および専務取締役に対する悪意ある大量の書き込みがなされ、また、会社の関係取引先への無記名の投書やメールが送られております。

弊社としましては、現在これらの事実無根の誹謗中傷行為に対して、刑事、民事の両面から法的措置を検討しております。

5. 最後に

現在弊社は、まちづくりサービス事業、開発事業、文化事業など、中心市街地にとどまらず、唐津のあらゆる地域で、そのお手伝いをさせて頂いています。

今後もこれまで培ってきた経験、ノウハウを少しでも地域に還元し、町と人と共に成長し続けたいと考えています。そうして地域の皆様から必要とされ、唐津の持続可能な発展に貢献できる会社となるよう精進していく所存ですので、引き続きご理解、ご協力賜りますようお願い申し上げます。

2017年11月9日
以上

追記

※一部インターネット掲示板に、大量の書き込みを行っていた人物に対しては、刑事告訴が受理され、刑事罰を科す判決が確定いたしました。詳しくは、2018年7月23日に発表した会社コメント「一部のインターネット掲示板上の誹謗中傷記事についてのお知らせ」をご参照ください。

2018年8月31日